○九州地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月二十二日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	諫早市下大渡野町一四三三番二から同市下大渡野町五一九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月二十二日

○九州地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十二日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百九十七号
(三)　道路の区域

区間	敷地の幅員延長
伊万里市脇田町字長谷七〇五番二から同市木須町字藤ノ尾五七七番二まで	二一・一五～九六・六〇メートル　一・六六三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○北海道開発局告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十二日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　美唄奈井江都市計画道路事業三・四・九号旭通及び三・四・十一号菜の花通
三　事業施行期間　自平成二十六年九月二十二日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道美唄市東五条北一丁目、東五条南一丁目及び東六条北一丁目地内
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十二日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・六・八十二号臨空工業団地通
三　事業施行期間　自平成二十六年九月二十二日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道函館市東山町、滝沢町及び鈴蘭丘町地内
使用の部分　なし

国会事項

衆議院

常任委員長辞任

九月十七日議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

予算委員長　二階　俊博

報告書受領

九月十八日会計検査院長河戸光彦から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「独立行政法人における関連法人の状況について」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式により予定価格を算定するなどして契約を締結した防衛関連企業に対して、原価計算等に関する規程類の整備が十分なものとなっているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討することにより、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するよう防衛大臣に対して意見を表示したもの」

参議院

報告書受領

九月十八日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「独立行政法人における関連法人の状況について」の報告を受領した。

また、同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式により予定価格を算定するなどして契約を締結した防衛関連企業に対して、原価計算等に関する規程類の整備が十分なものとなっているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討することにより、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するよう防衛大臣に対して意見を表示したもの」についての報告を受領した。

人事異動

会計検査院

検査官　柳　麻理（小林　麻理）

会計検査院長河戸光彦外国出張不在中会計検査院法施行規則第八条の規定により会計検査院長の職務を代行する（九月二十二日）

最高裁判所

静岡地方裁判所判事　林　道晴
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する　東京地方裁判所判事　安浪　亮介
最高裁判所事務総局人事局長を免ずる
静岡地方裁判所判事に補する
静岡地方裁判所長を命ずる　東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　堀田　眞哉
最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる
最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる
最高裁判所事務総局人事局長を命ずる　同　氏本　厚司
最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる　東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　小野寺真也
東京地方裁判所判事に補する
千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事・松戸簡易裁判所判事　森　一岳
千葉地方裁判所松戸支部長を命ずる
千葉家庭裁判所松戸支部長を命ずる
松戸簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　千葉地方裁判所判事（松戸支部勤務）　八木貴美子
部の事務を総括する者に指名する（以上九月十二日）